

豊岡市広告掲載基準

平成19年12月13日豊岡市告示第239号

改正 平成25年1月18日豊岡市告示第23号

(趣旨)

第1条 この告示は、豊岡市広告掲載要綱（平成20年豊岡市告示第238号）第3条第3項の規定に基づき、広告掲載基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 市の広告媒体に掲載する広告の内容及び表現は、社会的に信用度及び信頼度が高く、かつ、市民に不利益を与えないものとする。

(屋外広告に関する基本的な考え方)

第3条 屋外広告（兵庫県屋外広告物条例（平成4年兵庫県条例第22号）第6条に定める許可を要するものをいう。以下同じ。）の内容及び表現は、当該広告を掲出する地域の特性に配慮するとともに、良好な景観の形成に寄与し、風致を維持するものとする。

2 屋外広告を設置する場合には、設置する地域のルールや習慣により形成されてきた景観や文化に配慮し、地域の景観に貢献するものとする。

(広告全般に関する掲載基準)

第4条 次の各号いずれかに該当するものは、広告媒体に掲載しない。掲載中において、これらに該当するに至った場合も、同様とする。

- (1) 責任の所在が明確でないもの
- (2) 虚偽のおそれのあるもの
- (3) 誤認又は錯覚させるおそれがあるもの
- (4) タバコに関するもの
- (5) 宗教団体の勧誘又は布教活動に関連するもの
- (6) 政党及び政治団体の運動に関するもの
- (7) 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- (8) 消費者保護の観点から適切なものでないとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 誇大な表現（誇大広告）、根拠のない表示及び誤認を招くような表現。ただし、根拠となる資料があるものは、この限りでない。
 - イ 射幸心を著しくあおる表現
 - ウ 虚偽の内容を表示するもの
- (9) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 水着姿、裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの
 - イ 性的感情を刺激するもの
 - ウ 犯罪を誘発するおそれもあるもの

エ 粗暴性、残虐性を助長するもの

(10) 法律に定めのない医業類似行為を行うもの

(11) その他市長が不適切であると認めたもの

(屋外広告に関する都市景観上の基準)

第5条 都市の美観風致を損なうおそれがある屋外広告で、その内容、デザイン等が次の各号のいずれかに該当するものは、掲載しない。

(1) 会社名、商品名を著しく繰返すもの

(2) 彩度の高い色、原色、金銀色を広範囲に使用するもの

(3) 美観を損ね、景観と著しく違和感があるもの

(4) 地域のルール及び習慣によって形成されてきた景観や文化にそぐわないもの

(5) 地区計画等の各種計画において景観形成の目標が定められている場合、その目標に沿った貢献が認められないもの

(屋外広告に関する交通安全上の基準)

第6条 交通事故を誘発する等、交通安全を阻害するおそれのある屋外広告で、その内容、デザイン等が次の各号のいずれかに該当するものは、掲載しない。

(1) 自動車等運転者の誤解を招くおそれがあるもの

ア 過度に鮮やかな模様や色彩を使用するもの

イ 信号、交通標識等と類似するもの又はこれらの効用を妨げるおそれがあるもの

ウ 蛍光塗料、高輝度反射素材、鏡状のもの及びこれらに類するものを使用するもの

(2) 自動車等運転者の注意力を散漫にするおそれがあるもの

ア 読ませる広告、4コマ漫画等ストーリー性のあるもの

イ デザインがわかりづらい等、判断を迷わせるもの

ウ 絵柄や文字が過密であるもの

(市のホームページに関する基準)

第7条 市が管理するホームページに掲載する広告に関しては、ホームページに掲載される広告だけでなく、当該広告がリンクしているホームページの広告内容についてもこの告示を適用する。

(広告表示内容に関する個別の基準)

第8条 市長は、掲載の都度、具体的な掲載内容について、次の各号の区分に基づき、当該各号に定める基準に基づき掲載の可否を判断するものとし、内容の訂正、削除等が必要な場合には、広告主に依頼するものとする。この場合において、広告主は正当な理由がある場合を除き、訂正又は削除に応じるものとする。

(1) 人材広告

ア 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘やあっ旋の疑いのあるものでないこと。

イ 人材募集に見せかけて、商品、材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としてい

るものでないこと。

(2) 語学教室等 安易さや授業料又は受講料の安価さを強調する表現は使用しないこと。

(3) 学習塾、予備校等（専門学校を含む。）

ア 合格率などの実績を載せる場合は、実績年も併せて表示すること。

イ 通信教育、講習会、塾その他の学校類似の名称を用いたもので、その実態、内容及び施設が不明確なものでないこと。

(4) 外国大学の日本校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第52条に定める大学でない旨を明確に表示すること。

(5) 資格講座

ア あたかも国家資格であり、各企業に必置の職であるという誤解を招くような表現はせず、当該資格が国家資格でない場合は、その旨を明確に表示すること。

イ 広告に掲載する講座だけで国家資格が取れるというような紛らわしい表現はせず、別に国家試験を受ける必要がある旨を明確に表示すること。

ウ 資格講座の募集に見せかけて、商品、材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているものでないこと。

エ 受講費用がすべて公的給付で賄えるかのように誤認されるものでないこと。

(6) 医業、歯科医業及び助産師

ア 医療法（昭和23年法律第205号）第6条の5から第6条の8までの規定に適合することであること。

イ アの適合の可否について不明な点は、県に確認するものとする。

(7) 施術所（あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう及び柔道整復）

ア あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第7条及び柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第24条の規定に適合することであること。

イ 法定の施術所以外の医業類似行為を行う施設（整体、カイロプラクティック、エステティック等）に関するものは、広告媒体に掲載できないため、業務内容の確認は必ず行うものとする。

ウ ア及びイについて不明な点は、県に確認するものとする。

(8) 薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療用具（健康器具、コンタクトレンズ等） 広告を掲載する事業者が、県から広告内容についての了解を得たものであること。

(9) いわゆる健康食品、保健機能食品及び特別用途食品 広告を掲載する事業者が、県及び公正取引委員会から広告内容についての了解を得たものであること。

(10) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）及び介護保険法（平成9年法律第123号）に規定するサービスその他高齢者サービス

ア サービス全般（老人保健施設を除く。）

- (ア) 介護保険の保険給付対象になるサービスとそれ以外のサービスを明確に区分し、誤解を招く表現を用いないこと。
- (イ) 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先及び担当者名に限ること。
- (ウ) その他サービスを利用するにあたって、有利であると誤解を招くような表示はしないこと。

イ 有料老人ホーム（アに規定するものを除く。）

- (ア) 有料老人ホーム設置運営標準指導指針について（平成14年7月18日付老発第0718003号厚生労働省老健局長通知）に規定する事項を遵守し、同通知別表「有料老人ホームの類型」の各類型の表示事項はすべて表示すること。
- (イ) 県の指導に基づいたものであること。
- (ウ) 有料老人ホーム等に関する不当な表示（平成16年公正取引委員会告示第3号）の規定に抵触しないものであること。

ウ 有料老人ホーム等の紹介業

- (ア) 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先及び担当者名に限ること。
- (イ) その他施設の利用にあたって、有利であると誤解を招くようなものでないこと。

(11) 墓地等 許可年月日、許可番号及び経営者名を明記すること。

(12) 不動産業

- ア 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記すること。
- イ 不動産売買や賃貸の広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築年月、価格、賃料及び取引条件の有効期限を明記すること。
- ウ 不動産の表示に関する公正競争規約（平成17年公正取引委員会告示第23号）による表示規則に従うこと。
- エ 契約を急がせる表示はしないこと。

(13) 弁護士、税理士及び公認会計士 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限ること。

(14) 旅行業

- ア 登録番号、所在地及び保証内容を明記すること。
- イ 不当表示に注意すること。

(15) 通信販売業

- ア 返品等の規定が明確に表示されていること。
- イ 会社の概要、カタログ等で市長が妥当と判断したものであること。

(16) 雑誌、週刊誌等

- ア 適正な品位を保った広告であること。
- イ 見出しや写真の性的表現などは、青少年保護等の点で適正なものであること及び不快感を与えないものであること。
- ウ 性犯罪を誘発し、又は助長するような表現（文言、写真等）がないものであること。
- エ 犯罪被害者（特に性犯罪又は殺人事件の被害者）の人権及びプライバシーを不当に侵害するような表現がないものであること。
- オ 犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉やセンセーショナルな言い回しを避け、不快の念を与えないものであること。
- カ 公の秩序や善良な風俗に反する表現のないものであること。

(17) 映画、興行等

- ア 暴力、とばく、麻薬、売春等の行為を容認するような内容のものでないこと。
- イ 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものでないこと。
- ウ その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものでないこと。
- エ 年齢制限等一部規制を受けるものはその内容を表示すること。

(18) 古物商、リサイクルショップ等

- ア 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。
- イ 一般廃棄物処理業に係る市長の許可を得ていない場合は、廃棄物を処理できる旨の表示はしないこと。

(19) 結婚相談所及び交際紹介業

- ア 結婚情報サービス協議会に加盟していること（加盟証明が必要）を明記すること。
- イ 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限ること。

(20) 労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織

- ア 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限ること。
- イ 出版物の広告は、主張を展開し、及び他の団体に対して言及（批判、中傷等）するものでないこと。

(21) 募金等 募金の許可権者及び募金の主旨を明確に表示すること。

(22) 質屋及びチケット等再販売業

- ア 個々の相場、金額等の表示はしないこと。
- イ 有利さを誤認させるような表示はしないこと。

(23) トランクルーム及び貸し収納業者 国土交通省のトランクルーム規定により認可を受けている（マル適マーク付き）トランクルームであること。

(24) ダイヤルサービス ダイヤルQ2その他の各種のダイヤルサービスは、内容を確認の上、判断するものとする。

(25) 表示について注意を要するもの

ア 割引価格の表示 割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること。

イ 比較広告(根拠となる資料が必要) 主張する内容が客観的に実証されていること。

ウ 無料で参加及び体験できるもの 費用が必要な場合は、その旨を明示すること。

エ 責任の所在、内容及び目的が不明確な広告

(ア) 広告主の法人格を明示し、法人名、所在地及び連絡先を明記すること。

(イ) 連絡先は、固定電話とし、携帯電話及びPHSは認めない。

(ウ) 法人格を有していない団体の場合は、責任の所在を明らかにするために、代表者名を明記すること。

オ 肖像権及び著作権 無断使用がないか確認すること。

カ 宝石の販売 虚偽の表現に注意(公正取引委員会に確認の必要あり。)すること。

キ アルコール飲料 未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、広告内容及び表現等に関する個別の基準が必要な場合は、当該広告媒体を所管する課長等が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、平成20年1月1日から施行する。

附 則(平成25年1月18日豊岡市告示第23号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。